

(直轄、独法)

国会公第162号
平成25年2月26日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成24年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、このうち復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野に重点化した「平成24年度補正予算」が2月26日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成24年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成24年4月6日付け国会公第200号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、航空局、自動車局、港湾局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成24年度補正予算による追加事業については、可能な限り早期の執行を図ること。
2. 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成24年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成24年4月6日)等に基づき、入札ボンド制度の活用の徹底を図ること等により、一層の透明性及び競争性の確保等に努めるとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方

式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方式の活用等により可能な限り
手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した
概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用、事業執行の迅速化や効率化に
資する適切な規模での発注及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の
効率化により、事務の改善及び効率化に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による
適正価格での契約を推進するほか、工事の円滑な施工を確保するため、「建設
工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建
第349号）等を参考に、建設技術者等の効率的な活用に資する措置を適切に実
施すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工
事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金
額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第
100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 平成24年6月22日に閣議決定された「平成24年度中小企業者に関する国
等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に
努めること。

国会公第162号-2
平成25年2月26日

各都道府県知事 へ
各政令指定都市の長 へ

国土交通事務次官

平成24年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。